

議会だより

発 行 鎌 ケ 谷 市 議 会編集 集 議会だより編集委員会 〒273-0195 鎌ケ谷市新鎌ケ谷二丁目6番1号電話 047(445)1191(直通) FAX 047(445)2053

3月会議が始まりました

◎3月会議の日程が決まる

2月20日(木)午後1時に会議を開き、次のとおり日程を決定しました。

| 日 | 曜日 | 時間 | 内 容 |
|-------|----|--------|--------------|
| 2月26日 | 水 | 午前10時 | 議案に対する質疑₪ |
| 27日 | 木 | 午前10時 | 総務企画常任委員会 |
| | | 午後 1 時 | 都市・市民生活常任委員会 |
| 28日 | 金 | 午前10時 | 教育福祉常任委員会 |
| 3月 3日 | 月 | 午前10時 | 予算審査特別委員会 |
| 4日 | 火 | 午前10時 | 予算審査特別委員会 |

| 日 | 曜日 | 時間 | 内 容 |
|-------|----|--------|-----------------|
| 3月 5日 | 水 | 午前10時 | 予算審査特別委員会 |
| 7 日 | 金 | 午前10時 | 一般質問會 |
| 10日 | 月 | 午前10時 | 一般質問會 |
| 11日 | 火 | 午前10時 | 一般質問責 |
| 12日 | 水 | 午前10時 | 一般質問會 |
| 14日 | 金 | 午後 1 時 | 委員長報告・討論・採決・散会▶ |

▶マークの付いた会議はインターネット中継を行っています。

◎今会議で審議される議案

議案第1号 令和6年度鎌ケ谷市一般会計補正予算(第7号)

【概要】補正前の予算総額458億2,004万4千円に対し、歳入歳出それぞれ4億1,400万円を追加し、補正後の予算総額を462億3,404万4千円とするものです。

《2月20日に上記の議案第1号は、原案のとおり可決しました。》

議 案 第 2 号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

【概要】刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の施行に伴い、懲役及び禁錮が拘禁刑に一本化されることを踏まえ、関連する規定の文言を改めるものです。

議 案 第 3 号 鎌ケ谷市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

【概要】人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告を勘案して、一般職の職員の給料表の改定並びに会計年度任用職員の給料及び報酬の上限額の改定を行うとともに、 地域手当及び扶養手当の見直し等を行うほか、職員が仕事と育児を両立できる環境を整備するための育児短時間勤務制度を導入するものです。

議案第4号 鎌ケ谷市職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

【概要】地域手当の支給割合を改定することによる影響を緩和するため、令和7年度の職員の給与の特例期間を6か月から3か月に変更するものです。

議 案 第 5 号 鎌ケ谷市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について 【概要】国家公務員等の旅費に関する決律の一部改正を踏まえ、旅行業者等

【概要】国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正を踏まえ、旅行業者等に対して旅費を支払うことを可能とするほか、所要の改正を行うものです。

議案第6号 鎌ケ谷市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

【概要】国民健康保険事業における適正な財政運営を行うため、保険料率を改定するとともに、国民健康保険法施行令の一部改正を踏まえ、保険料の賦課限度額及 び軽減のための所得判定基準額の引上げを行うものです。

議 案 第 7 号 鎌ケ谷市企業誘致促進条例の一部を改正する条例の制定について

【概要】流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の改正に伴い、条例中で引用する法律名及び条項を改めるものです。

議 案 第 8 号 鎌ケ谷市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

【概要】家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令の公布に伴い、保育士の配置基準の見直し、家庭的保育事業者等に適切な確保が 義務付けられている連携施設の要件のうち保育内容支援の実施及び代替保育の提供に係る基準の緩和その他所要の改正をするものです。

議 案 第 9 号 鎌ケ谷市地域公共交通活性化協議会条例の制定について

【概要】地域公共交通計画の作成、実施等に関し必要な協議を行うための協議会を設置するために制定するものです。

議案第10号 鎌ケ谷市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

【概要】千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の改正により宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく中間検査等の権限が移譲されることに伴い、 当該中間検査に係る事務手数料の規定の新設その他所要の改正をするものです。

議案第11号 令和6年度鎌ケ谷市一般会計補正予算(第8号)

【概要】補正前の予算総額462億3,404万4千円に対し、歳入歳出それぞれ6億300万9千円を追加し、補正後の予算総額を468億3,705万3千円とするものです。

議案第12号 令和6年度鎌ケ谷市介護保険特別会計補正予算(第3号)

【概要】補正前の予算総額101億8,328万7千円に対し、歳入歳出それぞれ2億4,256万円を追加し、予算総額を104億2,584万7千円とするものです。

議案第13号 令和6年度鎌ケ谷市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)

【概要】補正前の予算総額19億529万5千円に対し、歳入歳出それぞれ1,557万6千円を追加し、予算総額を19億2,087万1千円とするものです。

議案第14号 令和7年度鎌ケ谷市一般会計予算

「概要」予算総額を432億2,000万円(前年度当初予算額と比較して2.6%増)とするものです。

議案第15号 令和7年度鎌ケ谷市国民健康保険特別会計予算

【概要】予算総額を102億9,300万円(前年度当初予算額と比較して1.3%減)とするものです。

議案第16号 令和7年度鎌ケ谷市介護保険特別会計予算

【概要】予算総額を104億5,900万円(前年度当初予算額と比較して7.3%増)とするものです。

議案第17号 令和7年度鎌ケ谷市後期高齢者医療特別会計予算

【概要】予算総額を19億1, 100万円(前年度当初予算額と比較して1.1%増)とするものです。

議案第18号 令和7年度鎌ケ谷市下水道事業会計予算

【概要】収益的収入額を18億9,460万5千円(前年度当初予算額と比較して2.5%増)、収益的支出額を18億4,649万9千円(前年度当初予算額と比較して3.2%増)、資本的収入額を12億4,187万1千円(前年度当初予算額と比較して4.4%減)、資本的支出額を18億4,394万9千円(前年度当初予算額と比較して1.2%減)とするものです。

議案第19号 総合福祉保健センター分館整備事業請負契約の締結について

【概要】総合福祉保健センター分館整備事業(設計・施工一括発注)について、予定価格が1億5,000万円以上のため、議会の議決を求めるものです。

議案第20号 新鎌ケ谷・北初富地区自転車歩行者専用道路整備工事請負変更契約の締結について

【概要】新鎌ケ谷・北初富地区自転車歩行者専用道路整備工事について、契約の金額を変更する必要が生じたため、議会の議決を求めるものです。

議案第21号 権利の放棄について

【概要】債務者が居所不明のため、回収が不可能あるいは困難な債権の権利の放棄をするものです。

インターネット議会中継を行っています

市議会では開かれた議会を目指し、本会議の様子をインターネットにて配信しています。鎌ケ谷市議会のホームページでご案内をしていますのでご覧ください。 なお、視聴の際は免責事項をお読みいただき、ご了承くださいますようお願いします。



鎌ケ谷市議会のホームページアドレス https://www.city.kamagaya.chiba.jp/gikai/index.html